諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成28年2月24日(平成28年(行情)諮問第187号) 答申日:平成28年7月20日(平成28年度(行情)答申第208号)

事件名:特定事件の公益通報者に係る懲戒処分の調査手続において特定期間の

調査で得た文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定事件公益通報者に係る懲戒処分の調査手続において、特定年月日 1 から特定年月日2までの調査で得た文書(被疑事実通知書を送付しなければ不可能だった調査に係るものを除く。)(以下「本件請求文書1」という。),同じく、特定年月日2の翌日から特定年月日3までの調査で得た文書(以下「本件請求文書2」という。)及び本件請求文書1のうち、被疑事実通知書を送付しなければ不可能だった調査に係るもの(以下「本件請求文書3」といい、本件請求文書1ないし本件請求文書3を併せて「本件請求文書」という。)」の開示請求に対し、本件請求文書1につき、答申書(以下「本件対象文書」という。)を特定して一部開示し、本件請求文書2及び本件請求文書3につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件対象文書を特定したこと並びに本件請求文書2及び本件請求文書3を保有していないとして不開示とした。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年2月24日 付け防官文第2351号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」 という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、原 処分の取消し及び文書の再特定を求める。

2 異議申立ての理由

(1)異議申立書

特定事件の公益通報者に対して特定年月日1に被疑事実通知書が送られたのは、「慎重に調査するためだった」と防衛省・海上自衛隊は説明している。

そうだとすれば、特定年月日1から調査が打ち切られた特定年月日3 までの間に調査が行われたはずであり、その結果を記した文書があるは ずである。

実際には、防衛省・海上自衛隊は特定年月日1の時点で公益通報者を 処分することを決めていたのではないか。更なる調査の必要がないと判断したからこそ、被疑事実通知書と同時に審理辞退届のフォーマットと 記入要領を送ったのではないか。そして、たまたま裁判で負けたので処分をやめたのではないか。

(2) 意見書

- ア まず、本件は異議申立てから諮問まで10か月を要しているが、これは「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」(H17.8. 3情報公開に関する連絡会議申合せ)に違反している。
- イ 次に、11か月も調査が行われたにしては、文書が少なすぎる。 特定年月日1に、海幕服務室長が公益通報者に述べたところによれば、「事案の特殊性から、投網をかけるように多くの者に被疑事実通知書を送付し、慎重に調査していた」とのことであった。そうだとすれば、11か月に及ぶ膨大な調査資料があるはずである。

また、単に調査するだけなら被疑事実通知書は必ずしも必要ないように思われるが、特定年月日1の海幕服務室長の口ぶりからすれば、通知しなければできない調査があるはずである。

ウ なお実際には、海幕服務室は被疑事実通知書を「最終判決」のよう に位置付けている。これは、海幕服務室が被疑事実通知書を送付する 際に審理辞退届を同封していることからも伺える。

また、特定年月日1以前の特定年月日に特定事務官が公益通報者に「何らかの処分は覚悟して下さい」「審理を受けても結論は変わらないから辞退した方がいい」と述べていることからも伺える。「被疑事実通知書送付が服務室としての『最終判決』だったので、以降調査していない」と言ってくれれば納得できる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、本件請求文書1に該当する行政文書として本件対象文書を特定するとともに、本件請求文書2及び本件請求文書3に該当する行政文書については、保有を確認することができなかったことから、法9条1項の規定に基づき、平成27年2月24日付け防官文第2351号により、本件対象文書中の法5条1号及び6号柱書きに該当する部分並びに本件請求文書2及び本件請求文書3に該当する文書を不開示とする原処分を行った。

2 本件請求文書2及び本件請求文書3に該当する文書の保有の有無について

本件請求文書2及び本件請求文書3に該当する文書については、海上幕

僚監部の関係部署において、机、書庫及びパソコンを探索したが、保有を確認することができず、関係職員にも聞き取りを行ったが、その作成又は取得を確認することができなかったことから、不存在につき不開示としたものである。

また、本件異議申立てを受け、念のため、海上幕僚監部の関係部署において改めて行った探索においても、本件請求文書2及び本件請求文書3に該当する文書についてはその存在を確認できなかった。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書のとおり主張し、原処分の取消し及び文書の 再特定を求めるが、本件開示請求は「懲戒処分の調査手続において得た文 書」の開示を求めるものであり、当該期間における調査手続の過程で取得 した文書を探索した結果、本件対象文書が本件請求文書に係る行政文書と して確認できたものの全でであり、それ以外には取得を確認することがで きなかった。

また、本件異議申立てを受け、念のため、海上幕僚監部の関係部署において、本件対象文書以外の行政文書を保有していないか改めて探索を行い 本件対象文書が全てであることを確認した。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持する ことが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年2月24日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年3月22日 異議申立人から意見書を収受

④ 同年6月27日 審議

⑤ 同年7月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

異議申立人は文書の再特定を求めており、諮問庁は、本件請求文書1に該当する文書として本件対象文書を特定し、本件請求文書2及び本件請求文書3に該当する文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性並びに本件請求文書2及び本件請求文書3に該当する文書の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1)本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求は、「①特定事件公益通報者に係る懲戒処分の調査手

続において、特定年月日1から特定年月日2までの調査で得た文書 (被疑事実通知書を送付しなければ不可能だった調査に係るものを除 く。)、②同じく、特定年月日2の翌日から特定年月日3までの調査で 得た文書及び③①のうち、被疑事実通知書を送付しなければ不可能だ った調査に係るもの。」の開示を求めるものである。

- イ 本件開示請求は、特定事件の公益通報者に対する懲戒手続の調査に 関する文書を求めるものであるが、特定事案に関連して、不適切な文 書管理の疑いがあった複数の者の中に結果として特定事件の公益通報 者(以下「本件調査対象者」という。)が含まれており、本件調査対 象者に対して懲戒手続の調査(以下「本件調査」という。)に着手し たものである。
- ウ 本件調査を実施したところ、更なる事実確認の必要性があったことから、本件調査対象者に対する審理を実施するため被疑事実通知書を本件調査対象者に送付したが、その後、審理が実施される前に本件調査対象者に対する規律違反の疑いが解消されたため、被疑事実通知書を取り消し、懲戒手続を取りやめたものである。
- エ 特定年月日1とは、本件調査対象者に被疑事実通知書を送付した日であり、本件開示請求は、被疑事実通知書を送付した以降に本件調査に関して作成又は取得した文書を求めるものであるが、上記ウのとおり本件調査対象者に対する審理を実施しなかったため、被疑事実通知書の送付以降に本件調査に関して作成又は取得した文書は答申書(本件対象文書)のみであり、当該文書は、被疑事実通知書を送付しなければ不可能だった調査に係るものには該当しないので、本件請求文書1に該当する文書として特定した。それ以外に本件請求文書1に該当する文書は作成も取得もしていない。
- (2) 諮問庁から本件対象文書を含む本件調査の過程で作成又は取得された 文書の提示を受けて確認したところ、本件調査の内容は諮問庁の上記 (1) イ及びウの説明のとおりであり、本件対象文書は本件請求文書 1 に該当する文書と認められ、本件対象文書以外に本件請求文書 1 に該当 する文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記(1)の説明が不 自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書 1 に該当する文書の存在を うかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象 文書の外に本件請求文書 1 に該当する文書を保有しているとは認められ ない。
- 3 本件請求文書 2 及び本件請求文書 3 に該当する文書の保有の有無について
- (1)本件請求文書2及び本件請求文書3に該当する文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとお

りであった。

ア 特定年月日2の翌日とは、特定事件の東京高等裁判所判決が出された日であり、特定年月日3とは本件調査対象者宛ての被疑事実通知書が取り消された日である。

本件請求文書 2 は上記判決が出されてから本件調査対象者宛ての被 疑事実通知書が取り消されるまでに本件調査に関して作成又は取得 した文書,本件請求文書 3 は本件調査対象者に被疑事実通知書を送 付してから上記判決の前日までに本件調査に関して作成又は取得し た文書のうち,被疑事実通知書を送付しなければ不可能だった調査 に係るものが該当すると解した。

- イ 上記2(1)工で説明したとおり、本件調査に関して被疑事実通知書の送付以降に作成又は取得した文書は本件対象文書のみであり、本件対象文書が作成されたのは特定年月日2以前であり、また本件対象文書は被疑事実通知書を送付しなければ不可能だった調査に係るものでもないので、防衛省では本件請求文書2及び本件請求文書3に該当する文書は作成も取得もしていない。
- ウ 本件開示請求を受け、海上幕僚監部の関係部署において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが本件請求文書2及び本件請求文書3に該当する文書の存在は確認できず、関係職員に聴き取り調査を行ったが、その作成又は取得を確認することができなかった。
- エ 本件異議申立てを受け、念のため、再度上記ウと同様の探索を行ったが、本件請求文書2及び本件請求文書3に該当する文書の存在は確認されなかった。
- (2)諮問庁から本件対象文書を含む本件調査の過程で作成又は取得された 文書の提示を受けて確認したところ、本件調査に関して、被疑事実通知 書の送付以降に作成又は取得した文書は本件対象文書のみであり、本件 請求文書2及び本件請求文書3に該当する文書は作成も取得もしていな いという諮問庁の説明は不自然・不合理とはいえず、他に本件請求文書 2又は本件請求文書3に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認め られないことから、防衛省において本件請求文書2及び本件請求文書3 に該当する文書を保有しているとは認められない。
- 4 異議申立人のその他の主張について 異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 5 本件一部開示決定の妥当性について 以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件請求文書1につ き、本件対象文書を特定して一部開示し、本件請求文書2及び本件請求文

書3につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書1の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、本件請求文書2及び本件請求文書3に該当する文書を保有しているとは認められないので、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久